

平成24年6月  
東京税関業務部

関係各位

輸出入申告における通関関係書類の簡素化に係る取扱いについて  
(区分1とされた申告に係る通関関係書類の提出省略等ガイドライン)

平成24年度関税改正に伴い、本年7月1日より実施される輸出入申告における通関関係書類の簡素化に係る取扱い(区分1「簡易審査扱い」とされた申告に係る通関関係書類の提出省略等)につきまして、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

記

1. 本年7月1日以降の輸出入申告のうち区分1とされた申告に係る通関関係書類の取扱い  
輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)を利用して行われた輸出入申告のうち、区分1とされた申告に係る通関関係書類の税関への提出は、原則省略する。ただし、以下の(1)に掲げる申告に係る通関関係書類については、引き続き提出を要するものとして取り扱う。

(1) 提出を要する通関関係書類

イ. 輸入申告

(イ) 他法令関係

- ・ 関税法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明するために書類の提出を要するもの
- ・ 他法令等の規定により他法令非該当貨物であることの証明又は税関において用途確認を要するために書類の提出を要するもの等

(例：毒劇法に基づく社内見本・試験研究用の「薬監証明」、薬事法非該当であることの「薬監証明」、高圧ガス保安法に基づくエアゾール製品等の適用除外品に係る「試験成績書」、外為法に基づく「石綿非含有の証明書」等)

(ロ) 減免税関係

- ・ 関税定率法又は関税暫定措置法その他関税に関する法令の規定により関税の軽減、免除又は払戻しを受けようとする場合であって、輸入申告の際に所定の書類の提出を要するもの
- ・ 内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合で、その免除を受けるために輸入申告の際に免税承認申請書、証明書又は未納税引取承認申請書の提出を要するもの

(ハ) 原産地関係

- ・ E P A 税率又は特惠税率の適用を受けようとする貨物であって、原産地証明書の提出を要するもの
- ・ 協定税率の適用を受けようとする貨物であって、原産地証明書の提出を要するもの

(ニ) 関税割当関係

- ・ 関税定率法第9条の2及び関税暫定措置法第8条の6の規定による関税割当制度の適用を受けるために関税割当証明書の提出を要するもの

(ホ) 会計検査院提出用

- ・ 1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円以上のもの
- ・ 1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以上の税額を軽減し又は免除するもの

※ 参考：提出の要否判断のため、NACCS 入力コード一覧表を別途周知する。

ロ. 輸出申告

(イ) 他法令関係

- ・ 関税法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明するために書類の提出を要するもの
- ・ 他法令等の規定により他法令非該当貨物であることの証明又は税関において用途確認を要するために書類の提出を要するもの等

(例：文化財保護法に基づく重要文化財等に該当しないことの「古美術品輸出鑑査証明」、輸出令に基づく輸出承認を要しないワシントン条約附属書Ⅲ該当貨物に係る「C I T E S」。ただし、パラメータシート（輸出令）が添付される申告は省略可）

(ロ) 減免税関係

- ・ 関税定率法又は関税暫定措置法その他関税に関する法令の規定により関税の軽減、免除又は払戻しに関連して輸出申告の際に所定の書類の提出を要するもの
- ・ 内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出免税等を受けるために書類の提出を要するもの

※ 参考：提出の要否判断のため、NACCS 入力コード一覧表を別途周知する。

(2) 提出を要しない通関関係書類

区分1とされた申告であって、前記(1)に該当しない申告については、通関関係書類の提出を要しない。誤って税関へ提出された場合には、速やかに当該書類を提出者へ返却する。

なお、誤って提出されたことをもって非違とは扱わないこととする。

## 2. 提出の時期及び提出先

前記1.(1)の提出を要する通関関係書類については、従来どおり、輸出許可後又は輸入申告後3日以内に、申告官署の通関部門又は輸出入者等が希望する官署の通関総括部門等に提出するものとする。

なお、提出された通関関係書類については、申告官署の通関部門において、従来どおり申告毎に原本確認が必要な書類、通関数量等の裏落しを必要とする書類等の確認を行い、適宜必要な処理を行った上で、提出者への返却を要する書類を返却するものとする。

## 3. 申告官署の通関総括部門における税関管理資料の窓口配備等

当面の間、通関関係書類の提出の要否が容易に判別できるよう、「輸出申告簡易審査一覧表」及び「輸入申告簡易審査一覧表」を、申告官署の通関総括部門の窓口に配備（毎朝通関窓口に配備）又は通関官署の実情に応じ配付することとしている。

通関業者は、当該一覧表の該当箇所を消し込む等により、提出漏れがないことを確認する。

## 4. 通関関係書類の提出に係る弾力的な対応（区分1とされた輸出入申告に係る通関関係書類の弾力的な取扱い申出）

前記1.(1)により通関関係書類の提出を要する申告について、本年10月末までに輸出入許可通知書等に通関関係書類の提出の要否が表示（表示イメージ例：提出を要する申告は審査区分欄の数字「1」の後に、例えば「#」が表示（「1#」））されるようNACC Sのシステム改変を予定しており、当該システム改変が終了するまでの間は、予め税関に申し出ることにより、これまでと同様、区分1とされた全ての申告に係る通関関係書類の提出を認めるものとする。

通関業者がこの取扱いを希望する場合には、通関業者の営業所毎に、申告官署の通関総括担当部門に、別紙様式「区分1とされた輸出入申告に係る通関関係書類の弾力的な取扱い申出書」2通（税関用、交付用）を提出する。当該通関総括部門は当該申出書（交付用）に受付印を押印の上、交付する。

## 5. 証明書類交付の取扱い

通関関係書類の提出を要しないこととなった申告に係る関税法第102条に係る証明については、証明書類交付申請の際に、当該通関関係書類を提示したうえで税関による証明交付を受けることとなる。なお、税関に提示された書類については、提出者へ返却するものとする。

## 6. 7月1日前後の申告等に係る取扱い

通関関係書類の提出を要しないこととなった申告に係る7月1日前後の取扱いは次のとおり取り扱うこととする。

### イ. 輸入予備申告

7月1日より前に輸入予備申告を行った場合であって、本申告が7月1日以降になる場合は、当該本申告に係る通関関係書類の提出を不要とする。

### ロ. 搬入前輸出申告

7月1日より前に搬入前輸出申告を行った場合であって、貨物の保税地域等への搬入が7月1日以降となり輸出の許可が同日以降となる場合は、当該搬入前輸出申告に係る通関関係書類の提出を要するものとする。

### ハ. 蔵入（IS）承認を受けた貨物に係る蔵出輸入（ISW）申告

7月1日より前にIS承認を受けた貨物に係る7月1日以降のISW申告については、通関関係書類の提出を不要とする。

ただし、IS承認申請時に原本確認を要する書類を提出したIS承認貨物に係る区分1のISW申告（例：他法令該当貨物に係るISW申告、特惠税率適用ISW申告等）については、通関関係書類の提出を要するものとする。

※ 移入（IM）、総保入（IA）、展示等承認に関しても同様の取扱いとする。

以 上

#### 【問合せ先】東京税関業務部

- 通関総括第1部門（海上貨物及び郵便物）  
電話 03-3599-6337
- 航空総括部門（航空貨物）  
電話 03-3599-6524
- 通関総括第2部門（減免税及び輸入他法令関係）  
電話 03-3599-6338
- 通関総括第4部門（輸出他法令関係）  
電話 03-3599-6341

※申出番号：

平成 年 月 日

## 区分1とされた輸出入申告に係る通関関係書類の弾力的な取扱い申出書

税 関 長 殿

申 出 者

営業所住所

通関業者名称・営業所名称

営業所の責任者氏名

印

区分1とされた輸出入申告に係る通関関係書類の提出について、当営業所においては社内体制を整備中であり当該書類に係る提出要否の仕分けを行うことが容易ではないことから、本年10月のシステム手当て（申告書に区1提出要否表示）が行われるまでの間のうち、下記に掲げる期間、弾力的な取扱いを希望します。

## 記

## (1) 営業所の利用者コード

--	--	--	--	--

(注) NACCS利用者コードを記載して下さい。

## (2) 弾力的な取扱い希望期間

輸出申告	平成24年7月1日 ~ 平成24年 月 日まで
輸入申告	平成24年7月1日 ~ 平成24年 月 日まで

## (3) 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

※ 受付印

(注) 輸出入で担当が異なる場合は、担当を明記の上、それぞれ記載して下さい。

(※ 申出書2通を各申告官署の通関総括担当部門に提出して下さい。)

通関関係書類の簡素化に関するQ&A

番号	項目	設 問	回 答
1	書類提出	非該当証明書の提出要否	<p>薬監証明書等他法令に該当しないことを証明する書類(非該当証明書)については、引き続き、税関へ提出していただく必要があります。</p> <p>また、本年10月末までに、輸出入許可通知書等に通関関係書類の提出の要否を表示することとしており、その表示には「他法令コード」及び「輸出入承認証等識別」の入力が必要となります。したがって、他法令の非該当証明書を税関に提出する必要がある場合は、輸出入申告時に当該コードを適切に入力していただくようお願いいたします。</p>
2	書類提出	減免税適用のための提出書類のないもの	<p>説明会資料の注の②の関係で、通関関係書類の提出を省略することができるもの、つまり減免税適用のための提出書類のないものはどのようなものがあるのでしょうか。</p> <p>関税率法第14条の無条件免税について、第18号(少額貨物の無条件免税)、第4号(記録文書その他の書類)、第6号(注文の取集めのための見本)、第16号(身体障害者用に特に製作された器具等)、第17号(ニュース映画用のフィルム及びニュース用のテープ)等があります。</p> <p>また、同法第12条(生活関連物資の減税又は免税)もこれに該当します。</p>
3	書類提出	減免・戻し税に係る輸出申告時の書類提出が必要な輸出申告	<p>説明会資料の注の③の関係で、減免・戻し税の適用に関連して、輸出申告時に一定の書類の提出が義務付けられている輸出申告にはどのようなものがあるのでしょうか。</p> <p>輸出申告時に一定の書類の提出が義務付けられている輸出申告には、関税暫定措置法第8条のほか、関税率法第11条(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)、第17条(再輸出免税)、第19条(輸出貨物の製造用原料品の減税、免税)、第19条の2(課税原料品等による製品を輸出した場合の免税)、第19条の3(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税)があります。</p>
4	書類提出	税関長が特に必要と認めるもの	<p>説明会資料の注の⑤の関係で、「その他税関長が特に必要と認めるもの」とは具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。</p> <p>輸出入の許可後において、税関が適正通関を確認するため、通関関係書類の確認が必要と判断した場合など、個別の事案を想定しております。その場合には、別途、税関から輸出入者(通関業者)へご連絡をさせていただきます。</p>
5	書類提出	提出を要する場合の契約書の扱い	<p>改正前の法第68条第1項では「仕入書を税関に提出しなければならない」とあり、第2項では「課税標準を決定することが困難な場合は契約書その他の書類…を提出させることができる」となっておりますが、改正後の法第68条では「…必要がある場合には、契約書、仕入書その他の…提出させることができる」となっているため、提出を要する場合、仕入書以外に契約書も提出する必要があるとの読み方もできるがどのように解釈すればよいのでしょうか。現状の取引では契約書をとにかく、口頭での確認のみで行っている輸出入者もあることから、契約書を提出することが難しい場合もあります。</p> <p>改正後の法第68条は、「契約書、仕入書等を提出させることができる」と規定されており、契約書が存在しない場合は、従来と同様に、契約書以外の仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類の提出を求められることとなります。</p>
6	書類提出	提出書類とは	<p>書類の提出は、必要となる書類だけを提出すればよいですか。</p> <p>当該申告にかかる関係書類一式の提出をお願いいたします。</p>
7	書類提出	区分2、3で提出不要のケースはあるか	<p>区分2、3で、書類提出が不要となるものはありますか。</p> <p>ありません。マニフェスト通関貨物については、区分3となった場合を除き、原則書類提出が不要です。</p>
8	書類提出	提出不要申告に係る書類提出の可否	<p>書類提出が不要のものは、書類を提出することが可能ですか。</p> <p>書類提出が不要のものについて書類が提出された場合は返却することとなります。但し、提出に関して弾力的に運用する期間を除きます。</p>
9	書類提出	提出不要申告に係る個別評価申告書の扱い	<p>書類提出が不要のものは、個別評価申告書の提出も不要でよいですか。</p> <p>不要です。輸入者において保存をお願いします。</p>
10	書類提出	申告内容等の確認を受ける場合	<p>輸出入許可後に申告書類を提出し、申告内容等の確認等を受けている場合がありますが、今後提出不要とされた申告の場合はどのようにすれば良いですか。</p> <p>許可後に申告内容等について確認を受けたい場合は、今まで同様に申告書類等と一緒に税関の通関窓口へ提示して下さい。確認終了後、申告書類等については返却する事となります。</p>
11	書類提出	書類提出官署	<p>区分1の書類提出先は、申告官署に限られるのですか。</p> <p>現行通りです。 (原則として申告官署の通関部門にご提出いただけますが、本関及び本関直轄出張所に係る海上貨物の申告については、申告官署以外の官署(通関総務部門)においても提出を受け付けます。)</p>
12	書類提出	分割して輸入する際の提出要否	<p>IS後にISWを数件に分けて通関する場合、又は1インボイスを複数港で内取りして通関するような場合は、申告関係書類を提出する必要がありますか。</p> <p>区分1となって提出が省略されることとなった申告で裏書きの押印が必要な場合には、窓口に関係書類を提示のうえ確認印を受けて下さい。なお、提出省略の対象とされた申告については、確認印押印後は返却させていただきます。但し、IS時に原産地証明書が添付された貨物に係るISWについては、申告関係書類の提出を要します。</p>
13	書類提出	非違の対象	<p>仕入書を提出すべきところを提出しなかった場合、非違の対象となるのでしょうか。</p> <p>非違にはなりません。正しく提出していただきますようお願いいたします。</p>
14	書類提出	非該当証明書の提出要否	<p>提出が必要となる書類について、該非判定書(パラメータシート)のような非該当を証明するような書類も対象となるのでしょうか。或いは、許諾書といった書類が区分1であっても提出ということになるのでしょうか。</p> <p>申告において他法令の許可承認を証明する書類など行政側が発行する書類がある場合は、提出する必要があります。また、薬監証明など、法令等で他法令に該当しないことを証明する書類を税関に提出する必要があるものとして掲げられているものについても、提出する必要があります。一方、パラメータシートや知的財産関係許諾書、製品安全データシート(MSDS)などの申告者自らが単なる非該当等を証明する書類にあっては、法令等上、特に定めのある書類ではないため、申告書類の提出は省略可能です。</p>

番号	項目	設 問	回 答	
15	提出省略	AEO輸入者の提出省略	提出省略に係るAEO輸入者の対応は、変わりないと考えてよいですか。	AEO輸入者の特例申告貨物の取扱いに変更はありません。これまでどおり仕入書の提出は不要です。
16	提出省略	懸念3カ国に係る輸出申告	懸念3カ国(イラン、イラク、北朝鮮)に係る輸出申告においては、仕出人が署名をした仕入書の原本を提出していたが、今後の取扱いはどうなりますか。	署名のない仕入書をもって申告して差支えありません。
17	提出省略	AEO輸入者の提出書類	区分1であっても提出が必要とされる書類(説明会資料P.3に記載の①～⑤)については、AEO輸入承認を取得すれば、提出省略できますか。	税関において、通関数量等の裏落しを必要とする書類のある申告については、提出願います。
18	弾力的運用	システム改変までの弾力的運用	輸出入許可通知書等に通関関係書類の提出の要否が表示されるまでの間は、弾力的な運用を行うとのことですが、具体的にはどのような措置をとっていただけるのですか。	輸出入許可通知書等に通関関係書類の提出の要否が表示される10月末までの間は、その仕分けを行うことが容易ではないことも想定されますので、あらかじめ税関の窓口へ申し出ていただいた輸出入者や通関業者の皆様については、営業所単位で、これまでと同様に区分1であっても全ての通関関係書類を税関に提出していただくこととします。 なお、これは提出の要否が表示されるまでの間の暫定的な措置ですので、早急に提出の要否の仕分けを行うことができる体制を整えていただきたいと思います。
19	書類の保存	原産地証明書誤廃棄時の特恵(EPA)税率適用可否	書類の提出が必要であったにもかかわらず、誤廃棄してしまった場合、特恵(EPA)税率は適用できますか。	適用できませんので、誤廃棄のないように留意願います。
20	書類の保存	線引き仕入書の保管要否	申告の際に通関業者で線引きをした仕入書は、修正申告の際に必要となることが多いのですが、保管の必要はないのですか。	必要ありません。
21	書類の保存	線引き仕入書の廃棄後の対応	書類の提出が不要となった申告について、後日税関から、通関業者が線引きをした仕入書の提出を求められた場合、既に廃棄しているケースが出てくると思いますが、問題ありませんか。	申告内容について税関からお尋ねすることもあります。線引きをした仕入書が廃棄されたことをもって、問題とすることはありません。
22	書類の保存	提出不要申告の保存を電子媒体で行うことの可否	通関関係書類を税関に提出しない場合、輸出入者において書類の保存をする必要があるとのことですが、PDF等の電子媒体(スキャナ等)で保存することは可能でしょうか。	「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」(以下、「電帳法」という)に基づき、税関長の承認を受けたうえで、同法に規定された要件を満たした方法で保存する必要があります。 (電子媒体の保存要件： ① スキャナの解像度が一定以上(200dpi以上・256階調以上)であること。 ② スキャナで読み取る際に電子署名及び電子スタンプを行うこと。 ③ 記録の訂正又は削除を行った場合、これらの事実及び内容を確認することができること。 ④ 記録事項の検索機能が確保されていること。等)
23	書類の保存	通関業者が委託を受けて通関関係書類を電子保存する場合の「電帳法」に基づく承認の要否	輸出入者が関税法に基づき通関関係書類を電子保存する場合には、税関に対して「電帳法」に基づく承認を受けることが必要とされていますが、通関業者が通関業法に基づき通関関係書類を電子保存する際は、特に承認等は要しないと理解しています。通関業者が輸出入者から委託を受けて通関関係書類を電子保存する場合は、輸出入者と同じく「電帳法」に基づく承認が必要となるのでしょうか。	輸出入者から委託を受けて通関業者が通関関係書類を電子保存する場合、通関業者は書類の保存に際して「電帳法」上の要件を満たす必要がありますが、「電帳法」に基づく承認を受けるのは輸出入者となります。 なお、通関業者が通関業法に基づき保管することとされている通関関係書類を電子保存する場合には、特段、承認等は要しません。
24	書類の保存	電子保存に係る具体例	電子保存について具体例を挙げて説明して頂けますと有り難い。電子取引とは何でしょうか。取引情報とはどこからどこまでの範囲か等。	電子保存に関する具体例としては、電子取引で使用したデータをそのまま保存する方法や取引に使用した書面をPDFにして保存する方法等が考えられます。 なお、一般的に電子取引とは、取引に関して受領・交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書、その他これらに準ずる書類に記載される事項を電磁的方式により行う取引をいいます。 また、輸出入申告貨物について、電子取引により行った場合、当該電子取引に係るファイルも保存義務の対象となります。更に、当該ファイルをそのまま電子的に保存する場合には「電帳法」上の承認が必要となりますのでご留意下さい。
25	書類の保存	通関関係書類の保存期間	通関関係書類を税関に提出しない場合、その書類は何年間保存をする必要があるのでしょうか。	通関関係書類を税関に提出しない場合は、関税法の規定に基づき、輸出入ともに許可の日の翌日から5年間保存していただくこととなります。 なお、輸入の場合で、帳簿への必要事項の記載に代えて輸入許可書や関係書類を保存するときは、これらの書類を7年間保存していただく必要があります。
26	書類の保存	通関関係書類の荷主と通関業者による分担保存の可否	通関関係書類を税関に提出しない場合、輸出入者(荷主)と通関業者が分担して保存することは可能でしょうか。	通関関係書類の保存に関しましては、関税法の規定に基づき、あくまでも輸出入者において行っていただくものでございますが、輸出入者以外の第三者にその保存を委託することも可能であり、また、保存すべき通関関係書類の一部を当該第三者と分担して保存することも可能です。
27	書類の保存	輸出入者以外の者による保存の場合の書類は原本か	輸出入者以外の者が、輸出入者から委託を受けて通関関係書類を保存する場合、当該書類は原本を保存しなくてはならないのでしょうか。	輸出入者以外の者が、輸出入者から委託を受けて通関関係書類を保存する場合は、当該書類の原本を保存する必要があります。なお、輸出入者が通関関係書類の原本を保存しており、通関業者に当該書類の写しを渡している場合には、通関業者は当該書類の写しを保存する必要はありません。

番号	項目	設 問	回 答
28	書類の保存	通関業者が行う通関関係書類の保存に係る料金	税関に提出しない通関関係書類の保存を、輸出入者(荷主)からの依頼を受けて通関業者が行う場合、当該保存に関する料金は「通関業務(関連業務)の料金」として請求することは可能でしょうか。
29	書類の保存	輸入申告に際し通関業者へ送付した原産地証明書等の原本の輸入者保存	税関に提出した通関関係書類は保存義務の対象外となります。原産地証明書等の原本の確認を要する申告については、区分1となった場合でも税関に提出されることとされていることから、結果的に輸出入者の保存の対象外となります。但し、AEO輸入者の特例申告貨物にあっては、引き取り申告時に原産地証明書の提出が省略されますので、当該輸入者が保存することとなります。
30	書類の保存	「インボイス・パッキングリスト情報業務」に係る保存処理	輸出申告にあたり、NACCSの「インボイス・パッキングリスト情報業務」を使用して申告した場合は、当該インボイス・パッキングリスト情報は現行の関税法第68条のインボイスとして扱われ、書面での提出は不要として取り扱われていますが、この場合、輸出者は書面で出力したインボイスを保存する必要があるのでしょうか。
31	書類の保存	通関業者の書類保存	通関業者が保存することとされている書類には、仕入書は含まれません。したがって、通関業者に仕入書の保存義務は発生しません。
32	書類の保存	委託による通関業者の保存業務の通関業法上の扱い	輸出入者から通関業者へ書類の保存を委託された場合、通関業者による書類の保存業務は通関業法上の通関業務に該当するのでしょうか。
33	書類の保存	保税蔵置場の書類保存義務	提出省略される区分1の輸出入申告書類について、保税蔵置場としての保存義務はありますか。
34	書類の保存	通関業者における書類の保存期間	輸出入者の輸出入通関関係書類に係る保存義務の期間は、5年です。委託を受けた場合は通関業法上の保存期間(3年)ではなく5年となります。
35	書類の保存	通関業者の書類保存の可否	基本的には書類保存は輸出入者となりますが、通関業者が輸出入者の代わりに保存することは問題ありませんか。
36	書類の保存	通関業者の保存対象となる書類	保存が必要となる通関関係書類としては、仕入書以外のものはどのようなものがありますか。
37	書類の保存	第三者による書類の保存	保存に係る第三者(通関業者)への委託に関して、従前に交わした輸出入者から通関業者への委任状でよいのでしょうか。新たに委任状を用意する必要があるのでしょうか。
38	書類の保存	保存対象の「原本」の解釈	保存義務は、原本ということですが、何を以て原本とすればよいですか。原本の解釈を教えてください。
39	書類の保存	税関長が特に必要と認めるものとして提出を求めめる期間	説明会資料の注の「⑤その他税関長が特に必要と認めるもの」の場合、許可通知書への提出要否の表示は行えないと思われませんが、税関から提出を求められる期間というのはどれくらいの期間を考えればよいですか。
40	証明関係	原本照合の対応	区分1の提出省略となった申告について、後日、原本照合などを要する場合、原本が税関にはないが、どのような対応となるのでしょうか。
41	仕入書	税関が認める仕入書、契約書とは	仕入書の記載事項が改正法では見当たらない、また、契約書の記載事項も見当たらない。税関ではどのようなものを契約書、仕入書と認めるのでしょうか。
42	許可後対応	原本訂正の対応	区分1の提出省略となった申告について、後日訂正、原本訂正といったことが必要となる場合の対応はどのような形で行われるのでしょうか。
43	許可後対応	提出不要申告に係る書類の正当性	書類の提出が不要となった申告について、修正申告等の際に、提出する必要があるのでしょうか。
44	許可後対応	提出不要申告に係る税関からの照会対応	書類の提出が不要となった申告については、通関業者でも関係書類を廃棄していくこととなるため、許可後の税関からの照会については時間を要するケースが出てくると思いますが、問題ないですか。
45	許可後対応	通関関係書類の保存を通関業者が行う場合の事後調対応の要否	輸出入者から委託を受けて通関関係書類の保存を通関業者が行った場合、事後調査の時に通関業者が対応する必要性が出てくるのでしょうか。
46	NACCS	NACCSによる輸出入申告時の「インボイス識別」欄	輸出入申告時にNACCSで必須入力となっている「インボイス識別」欄について、7月の区分1提出省略実施以後、入力に変更は生じるのでしょうか。